

1 施工体制

I 施工体制一般

監督員

●評価対象項目

- 1 施工体制一般について是正を要求すべき事項が無かった。
- 2 施工計画書の内容が現場条件を反映して十分(遺漏や不足がないことをいう。以下同じ。)であった。
- 3 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。
- 4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
- 5 下請契約が適正であり、元請が下請の作業成果を検査している。
- 6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
- 7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
- 8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
- 9 建設業退職金共済制度に加入しており、工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示している。
- 10 受注者がその下請人の社会保険(健康保険、年金保険及び雇用保険)の加入状況を確認しており、作業員名簿に社会保険欄に空欄の者がいない。
- 11 工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。

●評価対象項目d

- 12 施工体制一般に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 13 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

1 施工体制

II 配置技術者

監督員

●評価対象項目

- 1 配置技術者について是正を要求すべき事項が無かった。
- 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
- 3 現場代理人が、工事全体を把握している。
- 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
- 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
- 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
- 8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
- 9 下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていることが確認できる記録が残っている。
- 10 監理(主任)技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。

●評価対象項目d

- 11 配置技術者に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 12 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

2 施工状況

I 施工管理

監督員

●評価対象項目

- 1 施工管理については是正すべき事項が無かった。
- 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
- 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
- 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- 8 工事写真を含む施工管理に関するデータを、容易に確認できるように整理している。
- 9 工事打合簿を、不足無く整理している。
- 10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- 11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 12 現場環境改善(イメージアップ)を行った。
- 13 端部や狭小部等の施工に対して、きめ細やかな対応をしている。

●評価対象項目d

- 14 施工管理に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 15 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

2 施工状況

II 工程管理

監督員

●評価対象項目

- 1 工程管理については是正を要求すべき事項が無かった。
- 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- 3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 5 受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。
- 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- 8 ①実働期間で、4週4休を実施した。
- 9 ②実働期間で、4週5休を実施した。
- 10 ③実働期間で、4週6休を実施した。
- 11 ④実働期間で、4週7休を実施した。
- 12 ⑤実働期間の全部の期間で、週休2日を実施した。

●評価対象項目d

- 13 工程管理に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 14 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

2 施工状況**Ⅲ 安全対策****監督員****●評価対象項目**

- 1 安全対策については是正を要求すべき事項が無かった。
- 2 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
- 3 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
- 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
- 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 6 過積載防止に取り組んでいる。
- 7 仮設の点検をチェックリストを用いて実施した。そしてこれを示す記録が残っている。
- 8 工事に必要な機械等(機械、器具その他の設備)の備付け及び管理が適正であった。
- 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策が適正であった。
- 10 作業限界条件(気象海象に応じて作業を中止する基準)を事前に設定し、作業員に周知していた。
- 11 自然災害に対する事前の防災対策が十分で、受注者に直接の原因がある第三者被害が発生しなかった。

●評価対象項目d

- 12 安全対策に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 13 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

2 施工状況**Ⅳ 対外関係****監督員****●評価対象項目**

- 1 対外関係については是正を要求すべき事項が無かった。
- 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 4 第三者からの苦情(工事の施工方法に関するものに限る)がなかった。あった場合は十分な対応を尽くした。
- 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。

●評価対象項目d

- 7 対外関係に関して、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 8 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

3 出来形及び出来ばえ

I 出来形

1 土木一般

監督員

●評価対象項目a

- ・ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。

●評価対象項目b

- ・ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。

●評価対象項目c

- ・ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。

●評価対象項目d

- ・ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- ・ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

2 機械設備工事

監督員

●評価対象項目

- 1 承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2 施工図等が、設計図書を満足している。
- 3 現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 4 現場における出来形(設備の据付及び支持間隔、固定方法等)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 5 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 6 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 7 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- 8 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。
- 9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- 10 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。

●評価対象項目d

- 11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 12 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

3 出来形及び出来ばえ

I 出来形

3 電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事

監督員

●評価対象項目

- 1 承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2 施工図等が、設計図書を満足している。
- 3 現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 4 現場における出来形(設備の据付及び支持間隔、固定方法等)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 5 現場における出来形(回路、極性、絶縁抵抗、接地抵抗等)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 6 現場における出来形(行き先表示等)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 7 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 8 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- 9 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。
- 10 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- 11 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。

●評価対象項目d

- 12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

4 建築工事

監督員

●評価対象項目

- 1 承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2 施工図等が、設計図書を満足している。
- 3 現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- 6 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。
- 7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。

●評価対象項目d

- 9 出来形の管理について、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 10 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

1 土木一般

監督員

●評価対象項目a

- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。

●評価対象項目b

- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。

●評価対象項目c

- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。

●評価対象項目d

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

2 機械設備工事

監督員

●評価対象項目

- 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
- 品質確認記録の内容が、適切である。
- システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。
- 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。
- 機器据付について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 配管工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 保温工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 塗装工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 土工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- ダクト工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 計装工事・自動制御工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 他許可業種の施工内容について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。
- 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録等の施工管理記録が適切に整備されている。

●評価対象項目d

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

3 電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事 監督員

●評価対象項目

- 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
- 3 品質確認記録の内容が、適切である。
- 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- 5 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。
- 6 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。
- 7 機材及び施工の品質が操作性や安全性が考慮されており、良好である。
- 8 配管、配線工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 9 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 10 他許可業種の施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
- 11 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。
- 12 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録・工場試験等の施工管理記録が適切に整備されている。

●評価対象項目d

- 13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 14 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

4 維持・修繕工事

監督員

●評価対象項目

- 1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
- 3 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

●評価対象項目d

- 5 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 6 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

5 港湾浚渫工事

監督員

●評価対象項目

- 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- 2 既存構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。
- 3 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
- 4 作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
- 5 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
- 6 浚渫工又は床掘工については仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。
- 7 土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。
- 8 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。
- 9 浚渫又は床掘土砂に、かつ大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。
- 10 土砂仮置場における飛散防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。
- 11 必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。

●評価対象項目d

- 12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

6 建築工事

監督員

●評価対象項目

- 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2 品質確認記録の内容が適切である。
- 3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。
- 4 躯体工事における施工の品質が良好である。
- 5 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。
- 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。

●評価対象項目d

- 7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書(工事打合簿を含む。以下同じ)による改善指示を行った。

●評価対象項目e

- 8 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

【施工】

- 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 2 設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 7 照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 8 仮排水、仮通路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 10 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。
※本項目は2点の加点とする。
- 16 特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。

【新技術活用】

- 18 NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。
※本項目は2点の加点とする。

【品質】

- 19 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 20 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 21 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。
- 22 配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。

【安全衛生】

- 23 安全衛生教育に関する工夫を行った。
- 24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫を行った。(落下物、墜落・転倒、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
- 25 現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。(法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか)
- 26 現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。
- 27 熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。
- 28 一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。
- 29 熱中症防止のために、効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。
- 30 環境汚染の防止に関する工夫を行った。
- 31 海上事故の防止に関する工夫を行った。

【その他】

- ・ 女性が活躍できる建設業対策としての取り組みとして、女性の監理（主任）技術者を配置した。
※本項目は3点加点とする。
- ・ 女性が活躍できる建設業対策としての取り組みとして、女性の現場代理人若しくは技能者を配置した。
- ・ 女性が活躍できる建設業対策としての取り組みとして、女性従事者のための現場環境改善を行った。
※上記3項目での加点は最大3点加点とする。

※評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※1. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※2. 諸経費等で経費を見込んでいるものについては、評価は行わない。